

『「家」の存続戦略——歴史社会学的考察』正誤表

以下のように訂正いたします。

144 頁 2 行目から 3 行目

【誤】 明治三十一年に民法第四・五編がそれぞれ施行

【正】 明治三十一年に民法第四・五編がそれぞれ公布

144 頁 4 行目から 5 行目

【誤】 明治二九年、三十一年に施行された

【正】 明治三十一年に施行された